



六管区水路通報第19号

令和6年5月17日

第六管区海上保安本部

【目次】

第189項	瀬戸内海	坂出港付近	海上訓練
第190項	瀬戸内海	備讃瀬戸南航路	灯浮標消灯、仮灯設置
第191項	瀬戸内海	笠岡港	掘下げ作業
第192項	瀬戸内海	福山港	航泊禁止区域設定
第193項	瀬戸内海	備後灘、弓削島東方	救難訓練
第194項	瀬戸内海	燧灘、比岐島西方	海上訓練
第195項	瀬戸内海	来島海峡	潮流信号所一時業務休止
第196項	瀬戸内海	安芸灘及び呉港	救難訓練
第197項	瀬戸内海	広島港、第3区	護岸改修工事
第198項	瀬戸内海	広島港、第3区	岸壁築造工事
第199項	瀬戸内海	広島湾、大野瀬戸	浮棧橋改修工事
第200項	瀬戸内海	広島湾	海底調査
第201項	瀬戸内海	広島湾、桂島北西方	海難救助訓練
第202項	瀬戸内海	広島湾、桂島北西方	海上訓練
第203項	瀬戸内海	伊予灘	灯浮標一時撤去
第204項	瀬戸内海	周防灘	灯浮標一時撤去
お知らせ	【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について		

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

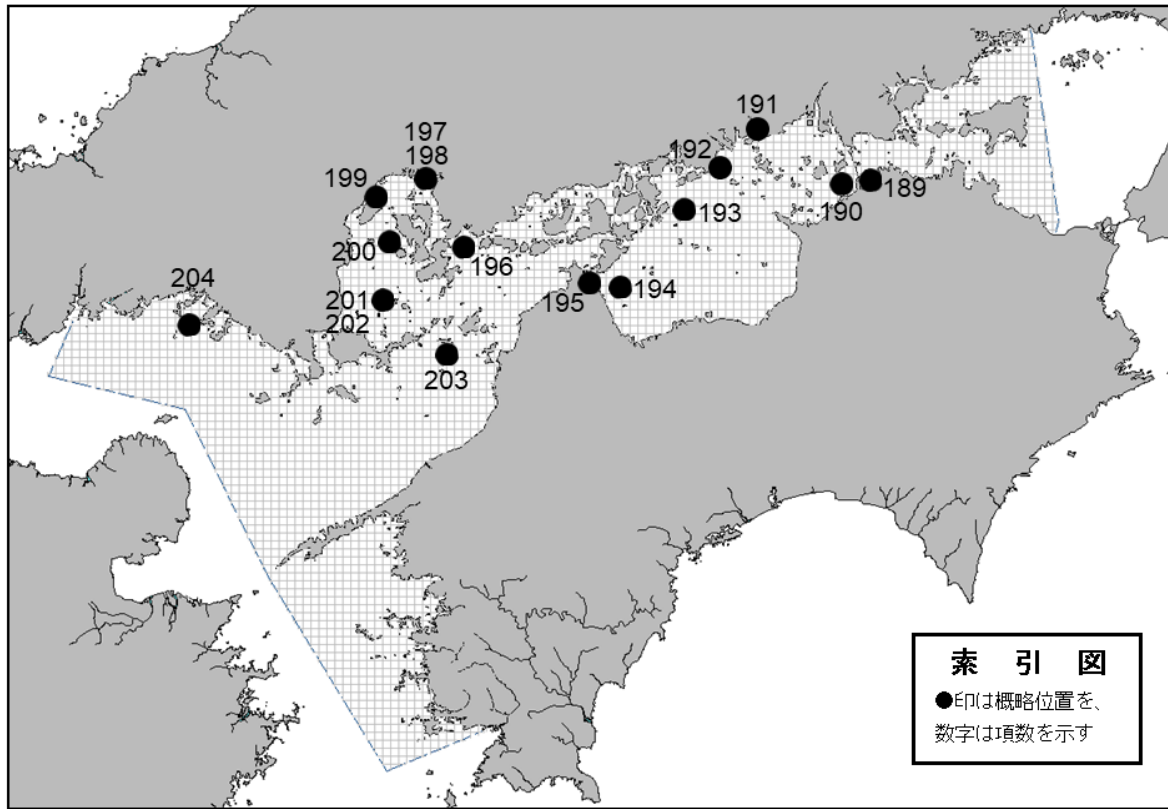
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

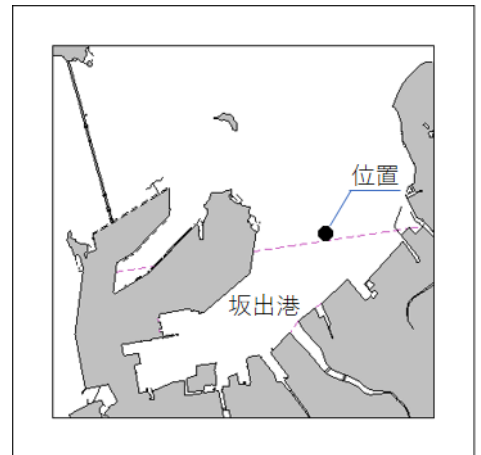
航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年189項 瀬戸内海 — 坂出港付近 海上訓練
 期 間 令和6年5月21日の0850～1500
 位 置 34-21.2N 133-52.5E付近
 備 考 (1) 巡視艇によるえい航訓練等
 (2) 警戒船を配置
 海 図 W1121-JP1121-W1122-W137B-
 JP137B
 出 所 坂出海上保安署



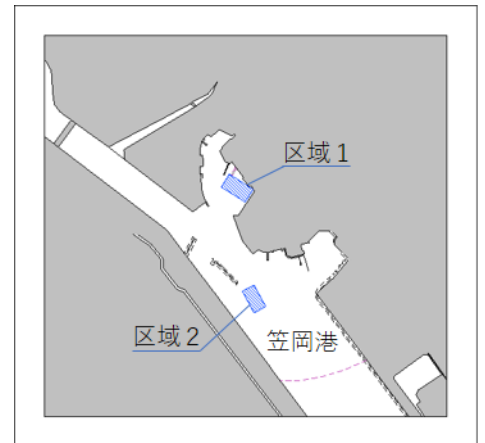
★6年190項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸南航路 灯浮標消灯、仮灯設置

名称 備讃瀬戸南航路第7号灯浮標
 位置 34-20.3N 133-45.3E
 備考 仮灯(単閃緑光、毎3秒に1閃光)を設置
 海図 W1123-W1122-W137B-
 JP137B-W153-JP153
 参照書誌 411 4241番
 出所 第六管区海上保安本部



★6年191項 瀬戸内海 — 笠岡港 掘下げ作業

期間 令和6年5月20日～7月20日(予備日を含む)の日出～日没
 区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-30-06N 133-30-15E (岸線上)
 (2) 34-30-08N 133-30-10E
 (3) 34-30-10N 133-30-11E
 (4) 34-30-08N 133-30-16E (岸線上)
 区域2 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-29-51N 133-30-17E
 (2) 34-29-48N 133-30-19E
 (3) 34-29-47N 133-30-17E
 (4) 34-29-50N 133-30-14E
 備考 (1) 作業は浚渫船(スパット式)で実施
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1119
 出所 水島海上保安部



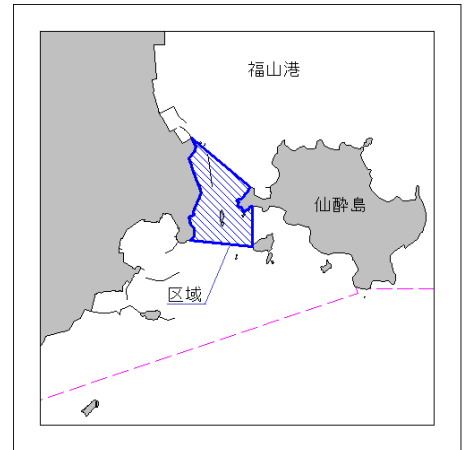
★6年192項 瀬戸内海 — 福山港 航泊禁止区域設定

期間 令和6年5月25日(予備日26日)の1830~2100
区域 (1)、(2)を結ぶ線、(3)~(5)を結ぶ線及び陸岸により
囲まれる区域

- (1) 34-23-18.7N 133-23-01.0E(岸線上)
- (2) 34-23-05.9N 133-23-19.3E(岸線上)
- (3) 34-23-01.1N 133-23-19.8E(岸線上)
- (4) 34-22-50.7N 133-23-19.8E(岸線上)
- (5) 34-22-52.5N 133-23-00.4E(岸線上)

備考 (1) 花火打ち上げ行事が行われるため、行事実施期間中、
一般船舶の航泊を禁止する
但し、福山港長が認めた船舶
(巡視艇、行事関係船舶等)を除く
(2) 花火大会が中止の場合には、航泊禁止措置を行わない
(3) 区域を示す黄色灯を設置
(4) 警戒船を配置

海図 W1137-JP1137-W1118
出所 福山港長公示第1号(令和6年5月15日)

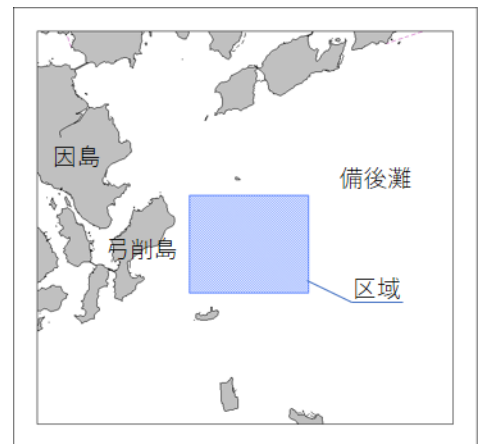


★6年193項 瀬戸内海 — 備後灘、弓削島東方 救難訓練

期間 令和6年5月27日0900~1700の内2時間
区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-17-31N 133-19-10E
- (2) 34-14-33N 133-19-10E
- (3) 34-14-33N 133-14-47E
- (4) 34-17-31N 133-14-47E

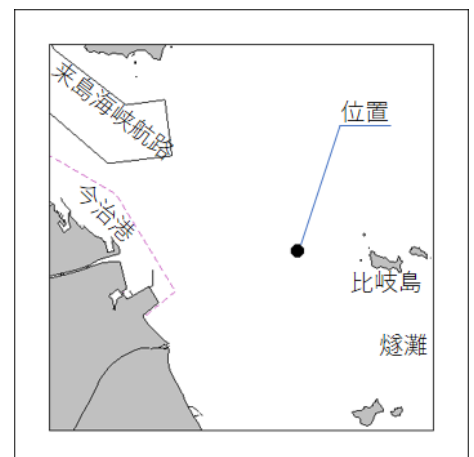
備考 巡視艇及び航空機による吊上げ、降下訓練
海図 W103-W130-W1118-W153-JP153
出所 第六管区海上保安本部



★6年194項 瀬戸内海 — 燧灘、比岐島西方 海上訓練

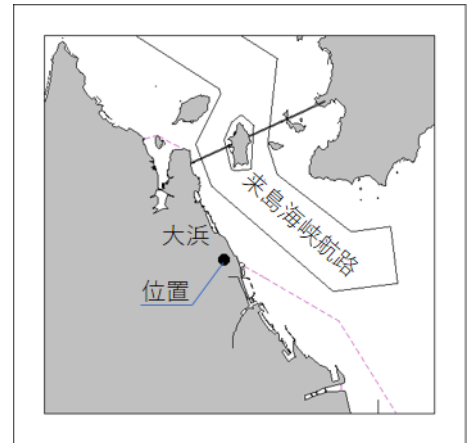
期間 令和6年5月22日1330~1715、23日0900~1200(予備日24日1330~1715)
位置 34-03-41N 133-04-30E付近

備考 巡視艇によるもやい銃発射訓練等
海図 W104-JP104-W1128-W153-JP153-W1108-JP1108
出所 第六管区海上保安本部



★6年195項 瀬戸内海 - 来島海峡 潮流信号所一時業務休止

期間 令和6年6月4日0900~1700の内3時間
名称 大浜潮流信号所
位置 34-05.4N 132-59.3E
海図 W132-JP132-W104-JP104-W153-JP153-W1108-JP1108
参照書誌 411 8001番
出所 第六管区海上保安本部



★6年196項 瀬戸内海 - 安芸灘及び呉港 救難訓練

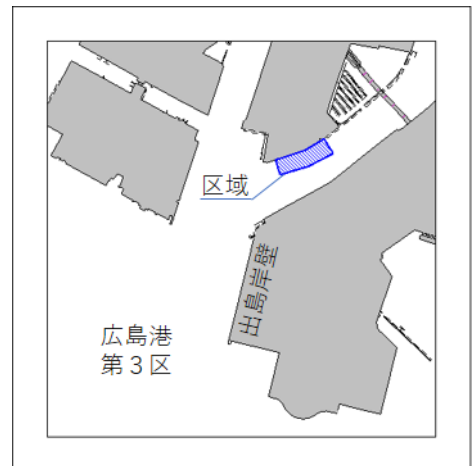
1. 期間 令和6年5月24日~27日0900~1700の内2時間
区域1 34-05.8N 132-45.2Eの地点を中心とする
半径2000mの円内
2. 期間 令和6年5月25日0900~1700の内2時間
区域2 34-14.5N 132-31.6Eの地点を中心とする
半径300mの円内
3. 期間 令和6年5月26日0900~1200及び1200~1700の内2時間
区域3 4地点により囲まれる区域
(1) 34-09.5N 132-43.5E
(2) 34-07.0N 132-43.5E
(3) 34-03.2N 132-36.6E
(4) 34-09.4N 132-36.7E

備考 巡視艇及び航空機による吊上げ、降下訓練
海図 W141-JP141-W1108-JP1108-W1109-JP1109
出所 第六管区海上保安本部



★6年197項 瀬戸内海 - 広島港、第3区 護岸改修工事

- 期間 令和6年12月27日まで(予備日を含む)の日出~日没
区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-21-31N 132-26-43E(岸線上)
(2) 34-21-28N 132-26-46E
(3) 34-21-25N 132-26-39E
(4) 34-21-23N 132-26-31E
(5) 34-21-27N 132-26-30E(岸線上)
- 備考 (1) 区域を示す黄色灯付浮標を設置
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置
- 海図 W1112A-JP1112A
出所 広島港長



★6年198項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 岸壁築造工事

六管区水路通報6年17号174項削除

期 間 令和6年8月31日まで(予備日を含む)の日出～日没

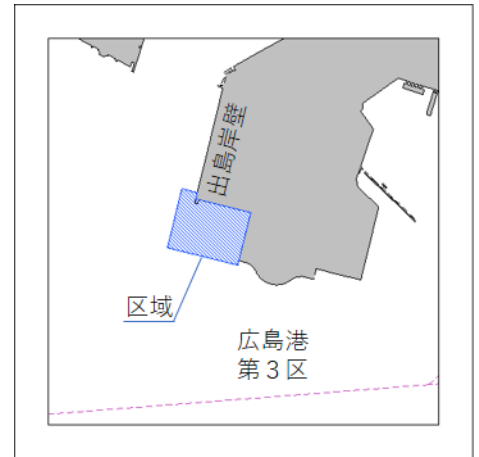
区 域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-31N 132-26-28E(岸線角)
- (2) 34-20-30N 132-26-27E
- (3) 34-20-34N 132-26-09E
- (4) 34-20-46N 132-26-13E
- (5) 34-20-46N 132-26-17E(岸線上)

- 備 考 (1) 区域を示す黄色灯付浮標を設置
 (2) 潜水作業を伴う
 (3) 区域内の海底に捨石(比高最大3m)が仮置されている
 (4) 警戒船を配置

海 図 W1112A-JP1112A

出 所 広島港長



★6年199項 瀬戸内海 — 広島湾、大野瀬戸 浮棧橋改修工事

六管区水路通報5年10号123項削除

期 間 令和6年5月20日～9月14日(予備日9月17日～28日)の
0800～1700

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-18-23N 132-20-10E
- (2) 34-18-20N 132-20-12E
- (3) 34-18-19N 132-20-08E
- (4) 34-18-21N 132-20-06E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-18-45N 132-18-23E
- (2) 34-18-43N 132-18-29E
- (3) 34-18-40N 132-18-27E
- (4) 34-18-42N 132-18-22E

- 備 考 (1) 潜水作業を伴う
 (2) 警戒船を配置

海 図 W1112B-JP1112B

出 所 第六管区海上保安本部



★6年200項 瀬戸内海 — 広島湾 海底調査

期間 令和6年6月3日1000～4日1000(予備日4日1000～5日1000)

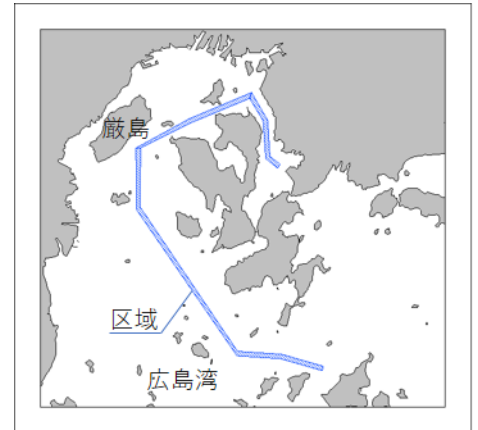
区域 8地点を結ぶ線上付近

(1) 34-13.8N 132-31.5E
 (2) 34-14.4N 132-30.6E
 (3) 34-16.8N 132-30.4E
 (4) 34-18.7N 132-29.1E
 (5) 34-14.9N 132-19.7E
 (6) 34-10.8N 132-19.7E
 (7) 34-00.8N 132-27.9E
 (8) 33-59.9N 132-34.9E

備考 (1) 海上自衛隊による調査
 (2) 水中無人機を使用する

海図 W1109-JP1109-JP1112A-
 W1112A-W1112B-JP1112B-W1113-W1131-JP141-
 W141-W142-JP142-JP1108-W1108

出所 第六管区海上保安本部



★6年201項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海難救助訓練

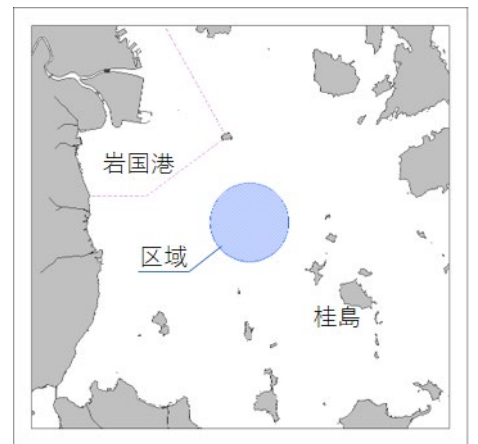
期間 令和6年6月2日の1400～1700

区域 34-04.0N 132-20.0Eの地点を中心とする
 半径1.5海里の円内

備考 海上自衛隊による訓練

海図 W142-JP142-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★6年202項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

期間 令和6年5月22日0830～1630

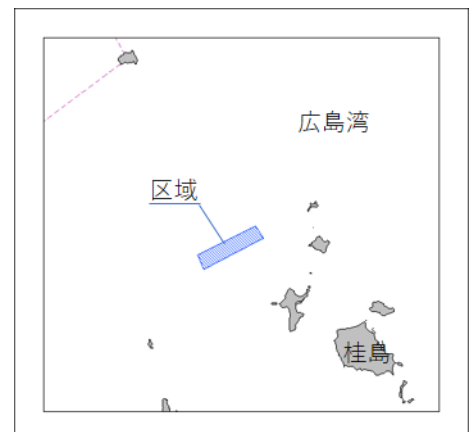
区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-03.8N 132-22.2E
 (2) 34-03.6N 132-22.4E
 (3) 34-02.9N 132-20.9E
 (4) 34-03.2N 132-20.7E

備考 海上自衛隊による水中無人機の運用訓練

海図 W142-JP142-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★6年203項 瀬戸内海 — 伊予灘 灯浮標一時撤去

期 間 当分の間

名 称 平郡水道第4号灯浮標

位 置 33-52.3N 132-31.2E

備 考 海図図載位置に、平郡水道第4号バーチャルAIS航路標識
(安全水域標識) (V/HEIGUN-NO.4) を設置

海 図 W164-W140-W142-JP142-
W1102-JP1102-W1108-JP1108

参照書誌 411 4923番

出 所 第六管区海上保安本部



★6年204項 瀬戸内海 — 周防灘 灯浮標一時撤去

期 間 当分の間

名 称 徳山航路第2号灯浮標

位 置 33-57.7N 131-44.7E

備 考 海図図載位置に、徳山航路第2号バーチャルAIS航路標識
(安全水域標識) (V/TOKUYAMA-NO.2) を設置

海 図 W1133B-W126-JP126-JP1101-
W1101-W1102-JP1102

参照書誌 411 5139番

出 所 第六管区海上保安本部





海上保安庁

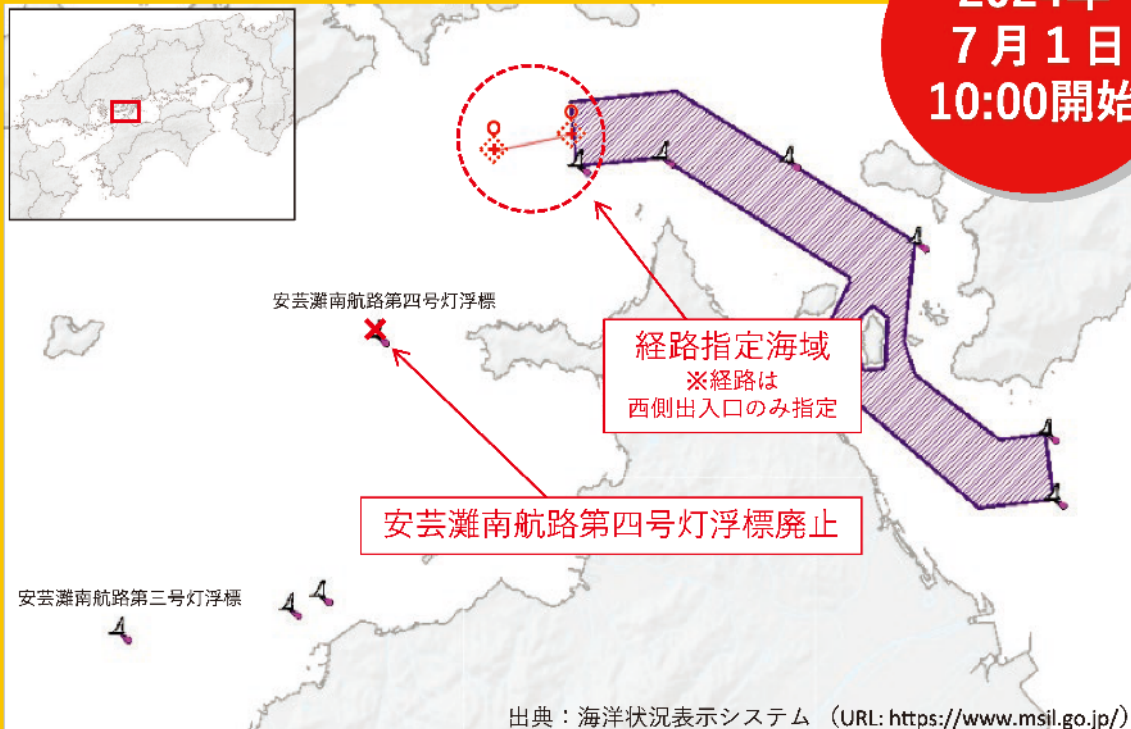


来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)



第六管区海上保安本部
ホームページ

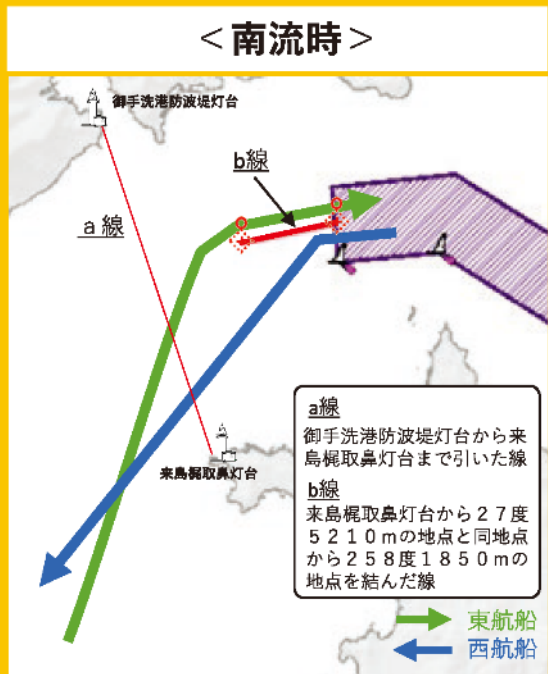
2024年
7月1日
10:00開始

<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。



出典：海洋状況表示システム



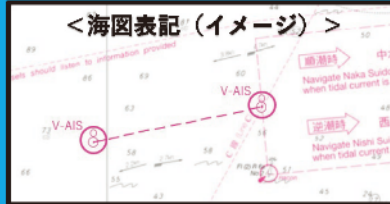
※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成